

公益目的による個人情報取扱いに係る例外規定 の運用明確化に向けた取組について

令和 3 年 1 月 26 日

1. 「制度改正大綱」における取組方針

「個人情報保護法いわゆる3年ごと見直し制度改正大綱」（令和元年12月公表）においては、以下の取組方針を示したところ。（下線及び赤字は事務局が付記）

第3章 第4節 3. 公益目的による個人情報の取扱いに係る例外規定の運用の明確化

- ▶ 情報通信技術の飛躍的な進展により、顧客情報をはじめとしたビッグデータの収集、分析が可能となる中、例えば、地域活性化や医療・介護といった分野において、こうした分析結果等を用いて、社会的な課題を解決する動きが見受けられる。
- ▶ こうした中、我が国では、ビッグデータ分析等の先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、経済発展と社会的課題の解決を両立していく新たな社会であるSociety 5.0の実現を目指すなど、データの更なる利活用等が求められている。社会的課題が多様化する中、効率的・効果的にこうした課題を解決していくためにも、事業者がデータを利活用できる環境を後押ししていくことが望ましいと考えられる。
- ▶ この点について、現行の個人情報保護法において、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」や「公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」などの利用目的や第三者提供の制限の例外規定があり、個人情報の公益目的利用についても、一定の場合では許容されると考えられるところ、これまで当該例外規定が厳格に運用されている傾向があることから、想定されるニーズに応じ、ガイドラインやQ & Aで具体的に示していくことで、社会的課題の解決といった国民全体に利益をもたらす個人情報の利活用を促進することとする。
- ▶ 具体的に示していく事例としては、例えば、安全面や効果面で質の高い医療サービスや医薬品、医療機器等の実現に向け、医療機関や製薬会社が、医学研究の発展に資する目的で利用する場合などが考えられる。

2. 「制度改正大綱」以降の対応①

1. 新型コロナウイルス感染拡大防止を目的とした個人データの取扱いについて

- 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合、公衆衛生の向上のために特に必要がある場合等公益目的例外の適用に関する考え方や、相談ダイヤル等に寄せられたよくある質問とその答え（FAQ）を、委員会HPで周知（令和2年4月、5月改定）。
- 例1**：社員に新型コロナウイルス感染者が出て、社内公表する場合。
- 例2**：社員が新型コロナウイルスに感染し、当該社員が接触したと考えられる取引先にその旨情報提供する場合。
- 例3**：社員が新型コロナウイルスに感染し、管轄の保健所から、感染症法に基づく積極的疫学調査のためとして、当該社員の勤務中の行動歴の提供依頼があった場合。

2. 医療機関間で個人情報共有の際の本人同意の要否について

- 新型コロナウイルス感染症に係る医療機関間での個人情報の共有の際の個人情報の取扱いについて、本人の同意を得ることなく目的外利用や第三者への提供が許される事例を、委員会HPで周知（令和2年4月）。
- 例1**：患者が意識不明である等、本人の同意を得ることができない場合
- 例2**：感染拡大防止のため、本人の同意を得るための作業が著しく不合理である場合

3. 「制度改正大綱」以降の対応②

3. 「法令に基づく場合」における個人データの取扱いについて

- 「法令に基づく場合」例外に関する事例を、ガイドラインへ追加して、周知（令和2年9月）。

事例6） 保健所が行う積極的疫学調査に対応する場合（感染症法第15条第1項）

事例7） 災害発生時の停電復旧対応の迅速化等のため、経済産業大臣の求めに応じて、一般送配電事業者が、関係行政機関又は地方公共団体の長に対して必要な情報を提供する場合（電気事業法第34条第1項）

4. 指定感染症罹患者についての個人データの取扱いについて

- 自社従業員が指定感染症罹患時に取引先へ情報提供する場合に関する設問をQ&Aに追加して、周知（令和2年9月）。

Q5-20-4（概要）：自社の従業員が指定感染症に罹患したため、当該従業員が感染可能期間中に訪問した取引先が適切な対応策を取ることができるよう、本人同意なく個人データを第三者提供可能か。

A5-20-4（概要）：取引先での2次感染の発生による取引先の従業員等の生命若しくは身体への危険を防止するために必要がある場合や当該取引先における感染拡大に伴う事業活動の停止等への危険を防止するために必要がある場合（法第23条第1項第2号）、又は公衆衛生の向上のため特に必要がある場合（法第23条第1項第3号）であって、自社の従業員本人の同意を取得することが困難なときは、当該従業員本人の個人データを本人の同意なく取引先に対して提供可能。

4. 公衆衛生の向上を目的とした個人データの取扱い等に関するニーズの把握

- ▶ 制度改正大綱に記載した「公益目的による個人情報取扱いに係る例外規定の運用の明確化」を図るべく、具体的なニーズについて、関係業界団体・事業者に累次ヒアリングを行ったところ、例えば以下のような意見が寄せられた。

<寄せられた意見の例>

- 自社や医療機関が保有する過去の臨床試験や治験データは極めて有用だが、医療の向上のために別の研究（利用目的）に利用しようとしたり、外部機関へ提供しようとしても、患者の連絡先が不明等の理由で同意を取得できず活用できない。公衆衛生例外が適用可能か明確化してほしい。
- 法に規定する公衆衛生例外と医学系研究等に関する指針の適用関係に関する関係者の理解にバラつきがあり、利活用に踏み切れない。
- 学術研究機関等と民間事業者による共同研究に対する学術研究例外（法76条1項3号）の適用範囲について、判断に迷うことがある。
- 治験情報や学術研究目的で得た個人情報について、仮名加工情報としての活用が可能であるならば、活用方法を明示していただきたい。
- 医療画像診断装置等にも用いられる学習済AIモデルのニューラルネットの重み係数（パラメータ）は、個人情報に該当しないという意見も聞くが、確信が持てず、第三者への提供を躊躇している。

5. 今後の方針（案）

- ▶ 委員会に寄せられた意見も踏まえ、国民全体に利益をもたらす個人情報の利活用を促進する観点から、以下のとおり対応することとしてはどうか。

1. 公衆衛生例外規定の運用の明確化

- 医療機関や製薬会社が、医学研究の発展に資する目的で利用する場合の公衆衛生例外の適用関係について、個人の権利利益の保護、関係法令や医学系研究等に関する指針との関係も整理しながら、**ガイドライン**や**Q&A**において**具体的な考え方を示すことを検討する**。
 - (1) 製薬企業が、保有する医療データを、取得時に特定した利用目的とは異なる目的で、自社内で疾患理解等の研究に利用する場合
 - (2) 医療機関が、他の医療機関における症例研究や医療技術の向上のために、医療データを提供する場合
 - (3) 医療機関が、製薬企業が行う疾患理解等の研究のために、医療データを提供する場合

2. 公衆衛生例外以外の関連規定に関する運用の明確化

- 公衆衛生例外以外の規定に関する要望についても、公衆衛生例外規定の運用明確化との関係性が高く、社会的課題の解決に資すると考えられることから、合わせて**ガイドライン**、**Q&A**等において**具体的な事例を示すことを検討する**。
 - (1) 学術研究機関等と民間事業者による共同研究への学術研究例外の適用範囲の明確化
 - (2) 医療分野における仮名加工情報制度の利用事例の提示
 - (3) 深層学習により生成されたAI学習済パラメータの個人情報該当性